2006 年 1 月号

マネジメント NEWS

株式会社マネジメントセンター
茨城県水戸市住吉町 68-1
ＮＥＷ108　202 号室
Tel029-246-4671　Fax029-246-4672
編集責任者：松本幸雄

あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

今月号のニュース

有効的な内部監査にするために！

・内部監査の現状

規格の制定から幾度かの改訂を経て、ISO を取得された企業も 9001･53000 件、14001･22800 件(平成 17 年 11 月 20 日現在)に上がっており、認証取得後の運用も数年になる企業が多くなってきています。そのような中で、内部監査の位置付けはますます重要になってきていますが、数年を経ても内部監査は形骸化やマンネリ化を招いている状況を良く見かけます。これは、内部監査そのものの進め方に大きく関係していると思われます。つまり、チェックリストの作り方という問題に展開されるのではないでしょうか。

・適合性評価からシステムの有効性へ

一般的に現状のチェックリストの作成方法は、規格要求事項を横に置き、組織の基準文書をベースに確認事項を並べていく方法が取られます。しかし、この方法は、どうしても規格要求事項に対する適合性、すなわち要求事項を満たしているか、ルールどおり行っているかに重点が置かれてしまう傾向にあります。

内部監査本来の目的を考慮すると、単に規格の要求事項に適合しているかだけでなく、組織のシステムが有効であるのか、どこに問題があるのかという問題発見･改善型の内部監査でなければなりませんが、残念ながらそのようにはなっていません。これは研修期間の教育方法にも一因があるものと思われます。

・内部監査の目的

これまでの研修講師やコンサル、あるいは審査を通して感じることは多々ありますが、内部監査にこのように問題が生じている理由は、内部監査の目的が明確にされていないことが、重要な点として上げられます。これからは、特に適合性評価から卒業し、システムの有効性の観点からの内部監査が必要で、そのためのチェックリストの作成が求められます。

問題発見･改善型の内部監査とするためには、まず、内部監査の目的を明確にする必要があります。顧客満足、プロセスアプローチ、様々な目的に対して何を判断するのか。目的の中には当然事業上の目的から導かれたものもあるでしょうし、パフォーマンスを向上させるという、組織にとってもっとも重要な点に対応するための目的もあります。

・チェックリストの構成

また、特定のシステム要素の改善という命題もあることでしょう。とにかく目的を明確に設定することによってチェックリストの構成も変わってきます。また目的とも大いに関係しますが、重点志向で監査を行うことも重要です。システム上、重要なプロセスや業務などに焦点を合わせ、かつ、P(計画)、D(実行)、C(点検)、A(対策)のストーリーを描いて要点を押さえて監査を行うことも大切です。当然、それに合ったチェックリストの構成としなければなりません。

・内部監査員の養成

このように問題発見型とするためには、目的と監査のポイントをしっかりと押さえて、これに対応するように確認事項をチェックリストに表現すればよいと思われます。また、そのためには、チェックリストを作成する内部監査員の資質も問われるのではないでしょうか。管理とは何か？品質保証とは？品質管理とは？環境側面とは？　といったマネジメントの知識の習得や経験が問われてくることでしょう。おそらくこれがないと良いチェックリストは作成できず、有効的な内部監査は不可能ではないでしょうか。企業としても、内部監査員を養成することは今後の課題のひとつではないでしょうか。

ISMS、Pマーク認証取得の選択方法

・はじめに・・・

ISMS、プライバシーマークともに近年のＩＴの発展・普及を背景に社会的な関心が高まってきた制度であるといえます。個人情報を広範囲にわたり取扱うことが不可避となった、今日の企業は、ISMS とプライバシーマークのいずれを選択するべきなのでしょうか。

・ISMSとプライバシーマークとは

いずれの制度を採用しても、個人情報の保護体制を確立することは可能です。個人情報にかかわるリスクを分析し、その結果必要とされるセキュリティレベルに応じて対応策を講じることが両制度のフレームワークの中で求められているからです。両者の違いは、ISMS が企業の重要情報の取得から廃棄に至るまでの各段階における安全管理について、適用部門・業務を絞り込んで遂行することが可能であることに対し、プライバシーマークでは全社的な観点から、個人情報の取扱い全般について個人情報保護法よりも厳しい水準に立っている点です。

・ISMSの取得企業

例えば、受託業務のような法人との取引が中心で、一般消費者(個人ユーザー)にかかわる情報をさほど取扱わないような企業にとっては、情報主体との直接的なやりとりもあまり生じることがありません。このような場合は個人情報をはじめとする取引先との情報、営業上のノウハウといった事業にかかる機密情報全般について、対象部門・業務を明確に定めた上でセキュリティ対策を図ることが必要であり、従って ISMS の取得が有効であるといえます。

・プライバシーマーク取得企業

これに対して一般消費者との取引が主流で、そのために顧客情報を大量に取り扱うような企業にとっては、開示手続や苦情窓口の設置といった顧客対応の手順を社内で確立し、組織全体で個人情報の適性管理を実施することが強く求められるため、プライバシーマークに沿ったコンプライアンス体制を築くことが有効です。

・融合した効果的手法

このように、いずれの制度を利用するかについては企業が自社の実情をふまえて、経営戦略を明確にした上で決定すべきものです。また、いずれかのみを選択する必要はなく、ISMS をセキュリティ上コアとなる部門で構築し、かつ個人情報に関する部分については全社的にプライバシーマークに沿った体制を築き上げていくという手法をとれば、企業の情報セキュリティのレベルはいっそう強化され、ベストパフォーマンスを発揮できるのではないでしょうか。

「個人情報保護法について」のセミナー開催される

昨年１２月７日(水)午後２時から、国民宿舎「水郷」において、社団法人土浦法人会主催、法人会の福利厚生事業の提携先であるＡＩＵ保険会社の協力のもと、『個人情報保護法について』と題しまして、セミナーが開催されました。当社コンサルタントの渡邉孝行が講師として約２時間、

1．個人情報のあらまし
2．個人情報取得時の注意点
3．個人情報をいかに管理するか
4．個人情報が流出した場合の責任と対処方

等の内容で講演いたしました。昨年４月、個人情報保護法が施行されましたが、内容・対応実務等や漏洩した場合の損害賠償などについて、まだまだ経営者の方に十分浸透してないのが実情です。質疑応答も活発に行われ、受講者の皆様も真剣な眼差しで望んでいました。

講演する渡邉コンサルタント

熱心に聴講する受講者の皆様

㈱マネジメントセンターへの、
ご意見、ご質問をＦＡＸ又はメールでお寄せ下さい！

ＦＡＸ：029-246-4672
Mail：takashima@isommc.com